〇国土交通省告示第九十八号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を次のように定める。

平成三十一年一月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準

第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務(以下「設計等の業務」という。)に関して請求することのできる報酬は、複数の建築物について同一の設計図書を用いる場合その他の特別の場合を除き、第二の業務経費、第三の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

第二 業務経費

業務経費は、次のイから二までに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、特別経費、 直接経費及び間接経費の合計額とする。この場合において、これらの経費には、課税仕入れの対価に 含まれる消費税に相当する額は含まないものとする。

イ 直接人件費

直接人件費は、設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の合計とする。

口 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の建築主の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計額とする。

ハ 直接経費

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用(ロに 定める経費を除く。)の合計額とする。

二 間接経費

間接経費は、設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究 調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用(イからハまでに定める経費を除く。)のう ち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

第三 技術料等経費

技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

第四 直接人件費等に関する略算方法による算定

業務経費のうち直接人件費並びに直接経費及び間接経費の合計額の算定については、第二のイ、ハ又は二の規定にかかわらず、次のイ又は口に定める算定方法を標準とした略算方法によることができるものとする。ただし、建築物の床面積の合計が、別添二に掲げる建築物の類型ごとに別添三に掲げる床面積の合計の欄に掲げる値のうちの最も小さい値を下回る建築物又は最も大きい値を上回る建築物にあっては、その略算方法によることができないものとする。

イ 直接人件費

設計等の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定については、別添二に掲げる建築物の類型に応じて、通常当該業務に従事する者一人について一時間当たりに要する人件費に別添三に掲げる標準業務人・時間数を乗じて算定する方法

ロ 直接経費及び間接経費の合計額

直接経費及び間接経費の合計額の算定については、直接人件費の額に一・一を標準とする倍数を乗じて算定する方法

- 2 異なる二以上の用途に供する建築物で、別添二に掲げる建築物の類型のうち複数に該当するものに係る直接人件費については、前項イに定める算定方法に準ずる方法により、各用途ごとの当該用途に供する部分の床面積の合計その他の事情を考慮して算定することができるものとする。
- 3 第一項イに定める算定方法において、標準業務内容のうち一部の業務のみ行う場合は、別添三に掲げる標準業務人・時間数から行われない業務に対応した業務人・時間数を削減することにより算定するものとする。
- 4 第一項イに定める算定方法において、別添四に掲げる業務内容など標準業務内容に含まれない追加的な業務を行う場合は、別添三に掲げる標準業務人・時間数に当該業務に対応した業務人・時間数を付加することにより算定するものとする。
- 5 第一項ロに定める算定方法において、直接経費及び間接経費が通常の場合に比べ著しく異なる場合は、乗ずる倍数を調整することにより算定するものとする。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(平成二十一年国土 交通省告示第十五号)は、廃止する。

別添一

標準業務は、設計又は工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務とし、その内容を以下に掲げる。

1 設計に関する標準業務

一 基本設計に関する標準業務

建築主から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して、別添二第一号から第十二号までに掲げる建築物並びに第十三号及び第十四号に掲げる建築物(木造のものを除く。)にあってはロ川に、別添二第十三号及び第十四号に掲げる建築物(木造のものに限る。)並びに第十五号に掲げる建築物にあってはロ川に掲げる成果図書を作成するために必要なイに掲げる業務をいう。

イ 業務内容

1	未務內谷		
Į	頁目		業 務 内 容
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示される さまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理 する。
		(i) 設計条件の変更 等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不 適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整 理した設計条件に変更がある場合においては、建築主 に説明を求め又は建築主と協議する。
(2	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打	(i) 法令上の諸条件 の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令 及び条例上の制約条件を調査する。
	合せ	(ii) 建築確認申請に 係る関係機関との 打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために 必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
;)	3) 上下水道、ガス、電力 調査及び関係機関との打	合せ	基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4	④ 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通 じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討 し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
		(i) 基本設計方針の 策定及び建築主へ の説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建 築主に対して説明する。
()	5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計 図書を作成する。
	高 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。)を作成する。
(1	7) 基本設計内容の建築主	への説明等	基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図(当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。)及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

口 成果図書

(1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書

設計の種類	設計の種類 成果図書		
(1) 総合		① 計画説明書	
		② 仕様概要書	
		③ 仕上概要表	
		④ 面積表及び求積図	
		⑤ 敷地案内図	
		⑥ 配置図	
		⑦ 平面図(各階)	
		⑧ 断面図	
		9 立面図	
		⑩ 工事費概算書	
(2) 構造		① 構造計画説明書	
		② 構造設計概要書	
		③ 工事費概算書	
(3) 設備	(i) 電気設備	① 電気設備計画説明書	
		② 電気設備設計概要書	
		③ 工事費概算書	
		④ 各種技術資料	
	(ii) 給排水衛生設備	① 給排水衛生設備計画説明書	
		② 給排水衛生設備設計概要書	
		③ 工事費概算書	
		④ 各種技術資料	
	(iii) 空調換気設備	① 空調換気設備計画説明書	
		② 空調換気設備設計概要書	
		③ 工事費概算書	
		④ 各種技術資料	
	(iv) 昇降機等	① 昇降機等計画説明書	
		② 昇降機等設計概要書	
		③ 工事費概算書	
		④ 各種技術資料	

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
 - 2 (1)から(3)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。
 - 3 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
 - 4 (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
 - 5 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。
 - 6 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
 - 7 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

② 戸建木造住宅に係る成果図書

設計の種類	成果図書
(1) 総合	① 仕様概要書
	② 仕上概要表
	③ 配置図
	④ 平面図(各階)
	⑤ 断面図
	⑥ 立面図
	⑦ 工事費概算書
(2) 構造	① 仕様概要書
	② 工事費概算書
(3) 設備	① 仕様概要書
	② 設備位置図 (電気、給排水衛生及び空調換気)
	③ 工事費概算書

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
 - 2 (1)から(3)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。

- 3 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 4 (2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書の中に含まれる場合がある。

二 実施設計に関する標準業務

工事施工者が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として、別添二第一号から第十二号までに掲げる建築物並びに第十三号及び第十四号に掲げる建築物(木造のものを除く。)にあってはロ川に、別添二第十三号及び第十四号に掲げる建築物(木造のものに限る。)並びに第十五号に掲げる建築物にあってはロ川に掲げる成果図書を作成するために必要なイに掲げる業務をいう。

イ 業務内容

項目		業務内容
(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確 認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要 求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行 う。
	(i) 設計条件の変更等の 場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。
(2) 法令上の諸条件の 調査及び関係機関と の打合せ	(i) 法令上の諸条件の調 査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件 について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行 う。
	(i) 建築確認申請に係る 関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うため に必要な事項について関係機関と事前に打合せを 行う。
(3) 実施設計方針の策 定	(i) 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素に ついて検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等 を変更する。
	(i) 実施設計のための基 本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	(ii) 実施設計方針の策定 及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、 実施設計方針を策定し、建築主に説明する。
(4) 実施設計図書の作 成	(i) 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様並びに工事材料、設備機器等の種別及び品質並びに特に指定する必要のある施工に関する情報(工法、工事監理の方法、施工管理の方法等)を具体的に表現する。
	(i) 建築確認申請図書の 作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に 基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
⑤ 概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該 実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用 を概算し、工事費概算書を作成する。
(6) 実施設計内容の建築	主への説明等	実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

口 成果図書

川 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書

設計の種類	住宅以外の建築物に	成果図書
(1) 総合		① 建築物概要書
		② 仕様書
		③ 仕上表
		④ 面積表及び求積図
		⑤ 敷地案内図
		6 配置図
		① 平面図(各階)
		8 断面図
		(多) 立面図(各面)
		1
		① 展開図
		② 天井伏図(各階)
		③ 平面詳細図
		(A) 部分詳細図
		15 建具表
		⑥ 工事費概算書
		(I) 各種計算書
		8 その他確認申請に必要な図書
(2) 構造		① 仕様書
(4) 1再坦		② 構造基準図
		③ 伏図(各階)
		(4) 軸組図
		⑤ 部材断面表
		6 部分詳細図
		
		8 工事費概算書
		③ その他確認申請に必要な図書
(3) 設備	(i) 電気設備	① 仕様書
(0) 12 /m		② 敷地案内図
		③ 配置図
		④ 受変電設備図
		⑤ 非常電源設備図
		⑥ 幹線系統図
		⑦ 電灯、コンセント設備平面図(各階)
		⑧ 動力設備平面図(各階)
		⑨ 通信•情報設備系統図
		⑩ 通信・情報設備平面図(各階)
		⑪ 火災報知等設備系統図
		⑫ 火災報知等設備平面図(各階)
		③ その他設置設備設計図
		④ 屋外設備図
		⑤ 工事費概算書
		(b) 各種計算書
		⑰ その他確認申請に必要な図書
	(i) 給排水衛生設備	① 仕様書
		② 敷地案内図
		③ 配置図
		④ 給排水衛生設備配管系統図
		⑤ 給排水衛生設備配管平面図(各階)
		⑥ 消火設備系統図
		⑦ 消火設備平面図(各階)
		⑧ 排水処理設備図 ◎ オックトラー 関連の付きに対して
		⑨ その他設置設備設計図
1		⑩ 部分詳細図
1		① 屋外設備図
1		② 工事費概算書
		③ 各種計算書
		④ その他確認申請に必要な図書

(iii) 空調換気設備	① 仕様書
	② 敷地案内図
	③ 配置図
	④ 空調設備系統図
	⑤ 空調設備平面図(各階)
	⑥ 換気設備系統図
	⑦ 換気設備平面図(各階)
	⑧ その他設置設備設計図
	⑨ 部分詳細図
	⑩ 屋外設備図
	⑪ 工事費概算書
	② 各種計算書
	③ その他確認申請に必要な図書
(iv) 昇降機等	① 仕様書
	② 敷地案内図
	③ 配置図
	④ 昇降機等平面図
	⑤ 昇降機等断面図
	⑥ 部分詳細図
	⑦ 工事費概算書
	⑧ 各種計算書
	⑨ その他確認申請に必要な図書

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
 - 2 (1)から(3)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。
 - 3 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、 「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
 - 4 「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

② 戸建木造住宅に係る成果図書

設計の種類	成果図書
(1)総合	① 建築物概要書
	② 仕様書
	③ 仕上表
	④ 面積表
	⑤ 敷地案内図
	⑥ 配置図
	⑦ 平面図(各階)
	⑧ 断面図
	⑨ 立面図(各面)
	⑩ 矩計図
	① 展開図
	⑩ 天井伏図
	③ 建具表
	⑭ 工事費概算書
	⑤ その他確認申請に必要な図書
(2)構造	① 仕様書
	② 基礎伏図
	③ 床伏図
	④ はり伏図
	⑤ 小屋伏図
	⑥ 軸組図
	⑦ 構造計算書
	⑧ 工事費概算書
	⑨ その他確認申請に必要な図書
(3)設備	① 仕様書
	② 設備位置図(電気、給排水衛生及び空調換気)
	③ 工事費概算書
	④ その他確認申請に必要な図書

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
 - 2 (1)から(3)までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。
 - 3 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計 を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
 - 4 別添二第十五号に該当する建築物については、確認申請に必要な図書のみとする。

三 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務

工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、前号ロに掲げる成果図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う次に掲げる業務をいう。

	,
項目	業務内容
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を建築主を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図 の観点からの検討、助言等	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を建築主に対して行う。

2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務

ー 工事監理に関する標準業務

前項第二号ロに定める成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに 実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。

(i) 工事監理方針の説	た他ですして、37%、ないなな性的なのにのに行う人に関いる未務をいう。			
事監理方法変更の 場合の協議	項目		業務内容	
(3) 武事監理方法変更の 場合の協議 と協議する。 (1) 設計図書の内容の把握等		(i) 工事監理方針の説明		
(2) 設計図書の内容の (i) 設計図書の内容の把握等 提出の書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。 工事雇工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に関いられた品質 (i) 質疑書の検討 場合、設計図書に定められた品質 (形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。) 確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。 設計図書に関いを対し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。 設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図(郷体図、工作図、製作図等をいう。) 人製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。 設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等の検討及び報告 認計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等(当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専用主事業者を含む。) 及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。 工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。 工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直にに、工事施工者に対して、その旨を措施し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者に対して、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者が正に従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに東施するようなりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者を協議する。 て事を設計図書との照合及び確認を全て終えた後、	91.1	(i) 丁事監理方法変更の		
(i) 設計図書の内容の把握				
提	(2) 設計図書の内容の			
(は、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。				
(i) 質疑書の検討 工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質(形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。)確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。 設計図書の検討及 び報告 報告 収 (郵本配工図 (郵本配工図 (郵本配工図 (郵本配工図 (郵本配工図 (郵本配工の (郵本配工の (郵本配工の (郵本配工の (郵本配工の (郵本配工の (郵本配工の (郵本配工の (郵本配工の (事本配工の) 大事施工者が提案又は提出するが (事を記述) 大事施工者が提案又は提出するが (事を記述 (事を記述) 大事施工者が提案又は提出する (事を記述 (事を記述) 大事施工者が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。 (4) 工事と設計図書との照合及び確認 (事を記述 (事を記述) (事を記述 (事を記述) (事を記述 (事を記述)	1口压力) <u>+</u>		
(i) 質疑書の検討				
場合、設計図書に定められた品質(形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。)確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。 (3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告 報告 報告 報告 報告 (1) 施工図等の検討及び報告 報告 報告 報告 報告 (2) 東作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。 設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等の検討及び報告 お計図書のためにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等(当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。)及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。 工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。 なお、工事施工者の指し、正事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者のとおりにとのは認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者が記するよう求め、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者に対して、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者が記するよう求め、工事施工者に対して、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。		(ii) 質疑書の給討		
上がり、機能、性能等を含む。) 確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告 設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図(躯体図、工作図、製作図等をいう。)、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。 設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する正図(躯体図、工作図、製作図等をいう。)、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。 設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等(当該工事材料、設備機器等(当該工事材料、設備機器等(当該工事材料、設備機器等(当該工事材料、設備機器等(当該工事が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。 工事と設計図書との照合及び確認 工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。 工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者が設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。 正事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、		(五) 虽然自•万民日		
(3) 設計図書に照らし た施工図等の検討及び報告 (1) 施工図等の検討及び報告 (1) 施工図等の検討及び報告 (1) 施工図等の検討及び報告 (1) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (1) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (1) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (1) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (1) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (1) 工事と設計図書との照合及び確認 (2) 工事を設計図書との照合及び確認 (3) 工事と設計図書との照合及び確認 (4) 工事と設計図書との照合及び確認 (5) 工事と設計図書との照合及び確認 (5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 (6) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 (6) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 (6) 工事を設計図書との照合及び確認の結果報告等 (6) 工事を設計図書との照合及び確認の結果報告等 (6) 工事を設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、				
(i) 施工図等の検討及び報告 (i) 施工図等の検討及び報告 (ii) 施工図等の検討及び報告 (ii) 施工図等の検討及び報告 (ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (iii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (iii) 工事を設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。 (iii) 工事と設計図書との照合及び確認 (iiii) 工事と設計図書との照合及び確認 (iiiii) 工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。 (iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii				
(i) 施工図等の検討及び報告 (ii) 施工図等の検討及び報告 報告 報告 設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図(躯体図、工作図、製作図等をいう。)、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等の検討及び報告 おいまり、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。)及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。 工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、相出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。 工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者で対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、				
大施工図等の検討及び報告 する施工図(躯体図、工作図、製作図等をいう。)、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。 (i) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等(当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。)及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。 (4) 工事と設計図書との照合及び確認 工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事を設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。	(3) 設計図書に昭ら1	(i) 施工図笺の給討及び		
び報告 (i) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (iii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (iiiii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 (iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii				
(i) 工事材料、設備機器等の検討及び報告 お計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等(当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。)及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。 (4) 工事と設計図書との照合及び確認 工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のはか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。 (5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないとさは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに実施するようなめ、工事施工者が設計図書のとおりに実施する。とおりに実施するとおりに実施したいない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。 (6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、		TK C		
(i) 工事材料、設備機器等 の検討及び報告	O'#K E			
の検討及び報告 する工事材料、設備機器等(当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。)及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。		(i) 丁事材料 設備機界等		
器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。)及び それらの見本が設計図書の内容に適合しているか について検討し、建築主に報告する。 (4) 工事と設計図書との照合及び確認 工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、 工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。 (5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 「事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、 工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。 (6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、				
(4) 工事と設計図書との照合及び確認		*************************************		
(4) 工事と設計図書との照合及び確認				
(4) 工事と設計図書との照合及び確認				
ているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。 (5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。 (6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、	(4) 丁事と設計図書との	R 合及び確認		
る確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。 (5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。 (6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、		WI VO PERO		
工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。 (5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。 (6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、				
確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。 (5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。 (6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、				
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等				
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等 工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。 (6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、				
計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。 (6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、	(5) 工事と設計図書との	照合及び確認の結果報告等		
は、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、 当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、 工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築 主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとお りに施工しない理由について建築主に書面で報告 した場合においては、建築主及び工事施工者と協議 する。 (6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、		WI OCO PERE AND PORTE OF		
当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、 工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築 主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとお りに施工しない理由について建築主に書面で報告 した場合においては、建築主及び工事施工者と協議 する。 (6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、				
工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築 主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとお りに施工しない理由について建築主に書面で報告 した場合においては、建築主及び工事施工者と協議 する。 (6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、				
主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。 (6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、				
りに施工しない理由について建築主に書面で報告 した場合においては、建築主及び工事施工者と協議 する。 (6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、				
した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。 (6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、				
する。 (6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、				
(6) 工事監理報告書等の提出 工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、				
	(6) 工事監理報告書等の	是出		
			工事監理報告書等を建築主に提出する。	

二 その他の標準業務

前号に定める業務と一体となって行われる次に掲げる業務をいう。

(4) 工事と工事請負契約の定めにおり工事が設計回書に定められた品質が確認を含む。	項目	,, = 0. 1,,	業務内容
(2) 工程表の検討及び報告	***		
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 (3) 設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。 (3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 (4) 工事と工事請負契約に定められた出質が確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。について、工事請負契約に定められた工頻及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて、検討し、確保できないおそれがあるかについて、検討し、確保できないおそれがあるかについて、大工事請負契約に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて、大工事請負契約についまないおそれがあるかについて、大会同音を建築主に報告すると判断するときは、その旨を建築主に報告すると判断するときは、その旨を建築主に報告すると判断するときない。 (4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告 (5) 工事請負契約に定められた指示、検査等に定めるれた指示、検査・試験、公書に定いてた合理的な方法により確認を行う、なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者がら提出される品質管理記録の確認を、確認を行うなお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、大事施工者がら指果されて合理のな方法により通所を表しました。 (5) 工事請負契約に定めるれた指示、検査、試験、公書に定めるものを除く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がらとは、要かにこれに応じる。工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破験検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事諸負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。 「事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等にして、工事請負契約に適合している、工事費支払い請求の審査			
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 お計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画(工事施工体制に関する記載を含む。)にお施工計画(工事施工体制に関する記載を含む。)について、工事請負契約に定められた品質が確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。	(2) 工程表の検討及び報告		
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 とかがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 を加ま に 東施工者が作成し、提出する施工計画の検討及び報告 を加ま に 東施工者が作成し、提出する施工計画の検討及び報告 との照告、確認、報告 との照合、確認、報告 との照合、確認、報告 との照合、確認、報告 との照合、確認、報告 との照合、確認、報告 との照合、確認、報告 との照合、確認、報告 との照合、確認、知まに定められた出資が確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がら提出される品質管理記録の確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。 エ事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。 本語 本語 大力に定められた指示、検査等 では、企業の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれを求めたときは、速やがにこれに応じる。 工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれを求めたときは、をかにこれに応じる。 エ事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者に対してと正の行っているがときるものを除く。)を行い、また工事施工者がいたときは、本やがにこれに応じる。 工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 エ事施工者から登出とも会する。 エ事施工者の協力を得てとりまとめるともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者の協力を得てとりまとめるともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事指負契約に適合している を対している。 「工事費支払い請求について、工事請負契約に適合している を対している。 「工事費支払い請求の審査			
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 (3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 (3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 (4) 工事と工事請負契 (5) 工事を工事請負契約 との照合、確認、報告 (5) 工事的人物をの照合、確認、報告 (6) 工事と工事請負契約に必要した。 (6) 工事・施工者がの表し、企の所会、確認、報告 (7) 工事・企工事請負契約に定められた出現なび設計の書に定められた出質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。			
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 告する。 (3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 お施工計画(工事施工者が作成し、提出する施工計画(工事施工体制に関する記載を含む。)、について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。 工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容(設計図書に関したの報記等・確認大力の容を除く、に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者がら提出される品質管理記録の確認等・確認対象工事にでじた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。 工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。 工事請負契約に産められた指示、検査等 お、確認の構造・確認、非確記者では、その旨を建築主に報告する。 ない、確認、審査、承認、助言、協議等(設計図書に定めるものを除く)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。 工事施工者のを除く)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。 本籍負契約の目的物の引渡しの立会い おも場に対して検査する。 工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合もかっては、工事請負契約の目的物の引渡した立会う。 建築基準法等の法のに基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとなる。 建築基準法等の法のに基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 工事施工者がが成し、提出する検査記録等に基づき機関の検査に必要な書類を工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づさない、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づきを対しまれる工事期間中の工事費を払いの請求について、工事請負契約に適合している			
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告 お施工計画(工事施工体制に関する記載を含む。) する施工計画(工事施工体制に関する記載を含む。) する施工計画(工事施工体制に関する記載を含む。) たついて、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に必られた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあるかについて検討し、確認、報告 との照合、確認、報告 との照って、自視による確認、出出による確認、工事施工者の提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。 工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しなものを除く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。 工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しないを求めたいまときは、速やかにこれに応じる。 工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由を工事施工者に通知の上、必要な適別で破壊して検査する。 工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しの立会う。 建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会う。 建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会し、への指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 工事施工者でがよれる工事期間中の工事費 支払いの請求について、工事請負契約に適合している			
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告			
する施工計画(工事施工体制に関する記載を含む。) について、工事請負契約に定められた工期及び設計 図書に定められた品質が確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。	(3) 設計図書に定めのある	ろ施工計画の検討及び報告	
について、工事請負契約に定められた工期及び設計 図書に定められた品質が確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。			
図書に定められた品質が確保できないおそれがあると判断するときは、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。 (i) 工事と工事請負契約 との照合、確認、報告 告等 との照合、確認、報告 図書に関する内容を除く。)に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者がら提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に定じた合理的な方法により確認を行う。な お、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に定しるといえれたでにものもれた指示、検査・試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等(設計図書に定めるものを除く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる、れを求めたときは、速やかにこれに応じる、いを求めたときは、速やかにこれに応じる。ない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。 (i) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い ご事請負契約の目的物の引渡して会会う。 建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な素類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 (i) 工事費支払いの審 (i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査			
(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告 との照合、確認、報告 工事施工者に応じた合理的な方法により確認を行う。な 確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。 工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会 い、確認、審査、承認、助言、協議等(設計図書に定めるものを除く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。 工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。 建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な審類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事推工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 エ事施工者でがら提出される工事期間中の工事費支払い請求の審査 といの請求について、工事請負契約に適合している			
(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告との照合、確認、報告との照合、確認、報告との照合、確認、報告との照合、確認、報告との照合、確認、報告との照合、確認、報告との照合、確認、報告との照合、確認、報告との照合、確認、報告との照合、確認、報告との照合、確認、報告との照合、確認、報告との照合、確認、報告との照合、確認、報告との照合、確認、報告に関する内容を除く。)に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。 (i) 工事請負契約に定められた指示、検査等に適合しない疑いがある地のを除く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。いておいるとので除く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。のでめにより、その理由を工事施工者がる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 (i) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い (i) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い (i) 関係機関の検査の立会い等 「i) 工事期間中の工事費を表述に報告する。 (i) 工事期間中の工事費を表述い言素が作成し、提出する検査記録等に述うさき建築主に報告する。 「i) 工事期間中の工事費を表述い言語でも対し、提出する検査記録等に述って、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等を表述に対して、工事施工者から提出される工事期間中の工事費を表述い言語が必要な言意といる。 (i) 工事期間中の工事費を表述い言語が必要な言意とは、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等を表述といい言述が必要な言意といい。 (i) 工事期間中の工事費を表述いい言語が必要な言意とは、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に表述されて、工事施工者等がも提出される工事期間中の工事費を表述いい言語が定述して、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に表述されて、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に表述されて、工事施工者を対し、これに対しませば、これに表述を表述されて、工事施工者等が作成し、提出するを対しませば、これに対しませば、これは、これは対しませば、これは対しませば、これは対しませば、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは			
(i) 工事と工事請負契 との照合、確認、報告 に定めてお品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。 工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等(設計図書に定めるものを除く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。 工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しな求疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。 建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 エ事施工者等が作成し、提出する検査記録等をともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等がも提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合している			
### 20照合、確認、報告 との照合、確認、報告 との照合、確認、 ### 2 本	(4) 丁事と丁事請負契	(i) 丁事と丁事請負契約	
### 15			
おいら提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。 「① 工事請負契約に定められた指示、検査等 「② 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の出事がある場合の破壊検査 「② 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い 「③ 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い 「③ 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い 「③ 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い 「③ 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い 「③ 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い 「② 工事方ときは、速やかにこれに応じる。 「③ 工事前負契約の目的物の引渡しの立会い 「② 工事前負契約の目的物の引渡しの立会い 「② 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の出まる場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 「③ 工事前負契約の目的物の引渡しに立会う。 「② 工事が設計図書の行う工事が設計図書の行う工事が正者の活のでは、工事請負契約の目的物の引渡しに立会が、これに従わな場をでは、これに従わる場合にある場合に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 「③ 工事期間中の工事費を払いの請求について、工事請負契約に適合している		C -> /// I V PEREV TK I	
工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。 (i) 工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等(設計図書に定めるものを除く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。 (ii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査 「本で適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 「本を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を	1 1		
お、確認の結果、適合していない箇所がある場合、 工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。 (i) 工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会られた指示、検査等 (ii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査 (ii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 (i) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い (i) 工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。 建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 (i) 工事費支払いの審 (i) 工事期間中の工事費 支払い請求の審査 に基づき建築主に報告する。 「工事費支払いの審査」 「工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合している			
工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。 (i) 工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等(設計図書に定めるものを除く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。 (ii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 (i) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会いを理解を担け、これを求めたときは、速やかにこれに応じる。			
(i) 工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等(設計図書に定めるものを除く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。 (ii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 (i) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い (i) 工事費支払いの審 (i) 工事期間中の工事費支払いの審査 (ii) 工事期間中の工事費支払い請求の審査 がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。 「事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、被壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の自的物の見渡しに立会う。 「事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。を要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 「1) 工事費支払いの審査 「2) 工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合している			
(i) 工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等(設計図書に定めるものを除く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。 (iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査 ある場合の破壊検査 ある場合の破壊検査 (i) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い (i) 工事請負契約の自的物の引渡しの立会い (ii) 工事請負契約の自的物の引渡しの立会い (ii) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い (ii) 工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 エ事施工者から建業主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。 建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 (i) 工事費支払いの審査 (ii) 工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合している			
(i) 工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会られた指示、検査等 に基づき建築主に報告する。 (ii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 (i) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い 工事施工者の法令に基づく関係機関の検査に必要な事類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事を工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 (i) 工事期間中の工事費支払いの審査 工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払い請求の審査 工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合している			
られた指示、検査等 い、確認、審査、承認、助言、協議等(設計図書に 定めるものを除く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。 「証」工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 「近」工事請負契約の目的物の引渡しの立会い 「近」工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 「工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。 「変な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 「近」工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合している		(ii) 工事請負契約に定め	
定めるものを除く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。 (ii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査 をおる場合の破壊検査 をおり、たの理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 (i) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い (i) 工事費支払いの審では、工事期間中の工事費支払い請求の審査 をおり、おい疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。 建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 「1) 工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合している			
(ii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 (5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い (6) 関係機関の検査の立会い等 (6) 関係機関の検査の立会い等 (7) 工事費支払いの審 査 (i) 工事期間中の工事費査払いの審査 (ii) 工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合している		Swell His Control	
(ii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる場合の破壊検査 おもり、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 (5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い 工事施工者から建築主への工事請負契約の引渡しに立会う。 (6) 関係機関の検査の立会い等 建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 (7) 工事費支払いの審 (i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査 工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合している			
ある場合の破壊検査 る相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 「5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い 工事施工者から建築主への工事請負契約の引渡しに立会う。 「6) 関係機関の検査の立会い等 建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 「7) 工事費支払いの審 (i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査 工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合している		(iii) 工事が設計図書の内	
の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。 (5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い (6) 関係機関の検査の立会い等 (6) 関係機関の検査の立会い等 (7) 工事費支払いの審 (1) 工事期間中の工事費 支払い請求の審査 (5) 工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。 (6) 関係機関の検査の立会い等 建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 (7) 工事費支払いの審査 (8) 工事期間中の工事費支払い高清求の審査		容に適合しない疑いが	ない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められ
必要な範囲で破壊して検査する。		ある場合の破壊検査	る相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約
(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い			の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、
の引渡しに立会う。 (6) 関係機関の検査の立会い等 建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 (7) 工事費支払いの審 (i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査 工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合している			必要な範囲で破壊して検査する。
(6) 関係機関の検査の立会い等 建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 (7) 工事費支払いの審 (i) 工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合している	(5) 工事請負契約の目的	物の引渡しの立会い	工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物
要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめる とともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等 に基づき建築主に報告する。 (7) 工事費支払いの審 (i) 工事期間中の工事費 査 支払い請求の審査			の引渡しに立会う。
とともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。 (7) 工事費支払いの審 を 対い請求の審査 (i) 工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合している	(6) 関係機関の検査の立会い等		建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必
いて、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等 に基づき建築主に報告する。 (7) 工事費支払いの審 (i) 工事期間中の工事費 査 支払い請求の審査			要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめる
(7) 工事費支払いの審 に基づき建築主に報告する。 (7) 工事費支払いの審 (i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査 工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合している			とともに、当該検査に立会い、その指摘事項等につ
(7) 工事費支払いの審 (i) 工事期間中の工事費 工事施工者から提出される工事期間中の工事費支			いて、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等
査 支払い請求の審査 払いの請求について、工事請負契約に適合している			
	(7) 工事費支払いの審	(i) 工事期間中の工事費	
and the second s	查	支払い請求の審査	
かどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。			かどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。
(ii) 最終支払い請求の審 工事施工者から提出される最終支払いの請求につ		(i) 最終支払い請求の審	工事施工者から提出される最終支払いの請求につ
査 いて、工事請負契約に適合しているかどうかを技術			
的に審査し、建築主に報告する。			的に審査し、建築主に報告する。

別添二

建築物の類型	建築物の用途等		
	第1類(標準的なもの)	第2類(複雑な設計等を必要とするもの)	
一 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等	
二 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設	
		備を付帯する工場等	
三 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等	
四 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等	
五 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショー	
		ルーム等	
六 共同住宅	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舎等	_	
七 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等		
八 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、専門	
		学校(実験施設等を有するもの)、研究	
		所等	
九 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル (宴会場等を有するもの)、保養	
		所等	
十 医療施設	病院、診療所等	総合病院等	
十一 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、	_	
	リハビリセンター、多機能福祉施設等		
十二 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンタ	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、	
	一等	研修所、警察署、消防署等	
十三 戸建住宅(詳細設計及	戸建住宅	_	
び構造計算を必要とする			
もの)			
十四戸建住宅(詳細設計を	戸建住宅	_	
必要とするもの)			
十五 その他の戸建住宅	戸建住宅	_	

- 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊な建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。
 - 2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる 建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

別添三

- 1 別添一第1項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる建築物の類型ごとに、別表第1の1から別表第15までの表の(一)設計の欄に掲げるものとする。
- 2 別添一第2項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる建築物の類型ごとに、別表第1の1から別表第15までの表の①工事監理等の欄に掲げるものとする。
- 3 別表第1の1から別表第14までの表において、総合の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の[1]総合の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の[1]総合の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、建築物が次の表の[1]建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、(一設計については同表 [5] 設計の欄に掲げる倍数を、該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。

(ハ) 建築物	(3) 設計
特殊な敷地上の建築物	1.05
木造の建築物 (小規模なものを除く。)	1. 35

4 別表第1の1から別表第14までの表において、構造の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の②構造の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の②構造の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、建築物が次の表の(い)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、(一)設計にあっては同表(3)設計の欄に掲げる倍数を、(二工事監理等にあっては同表(は)工事監理等の欄に掲げる倍数をそれぞれ、該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。

(ハ) 建築物	(3) 設計	(は) 工事監理等
特殊な形状の建築物	1. 15	1. 25
特殊な敷地上の建築物	1. 15	1. 20
特殊な解析、性能検証等を要する建築物	1. 15	1. 10
特殊な構造の建築物(国土交通大臣の認定を要す	1.50	_
るものを除く。)		
免震建築物(国土交通大臣の認定を要するものを	1.30	1.05
除く。)		
木造の建築物 (小規模なものを除く。)	1. 65	1.40

5 別表第1の1から別表第14までの表において、設備の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第1項第一号ロ及び第二号ロの各表の③設備の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、〇工事監理等の欄においては別添一第1項第二号ロの各表の③設備の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、建築物が次の表の(い)建築物の欄に掲げる建築物のいずれかに該当する場合においては、(一)設計にあっては同表(3)設計の欄に掲げる倍数を、〇工事監理等にあっては同表(は)工事監理等の欄に掲げる倍数をそれぞれ、該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。

(い) 建築物	(3) 設計	(は) 工事監理等
特殊な形状の建築物	_	1. 35

特殊な敷地上の建築物	1.55	1.50
特別な性能を有する設備が設けられる建築物	1. 25	1. 45

- 6 別表第1の1から別表第15までの表において、標準業務人・時間数は、一級建築士として2年又は二級 建築士として7年の建築に関する業務経験を有する者が設計又は工事監理等を行うために必要な業務人・ 時間数の標準を示したものである。
- 7 別表第1の1から別表第15までの表において、床面積の算定は、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。

別表第1の1 物流施設(別添二第一号(第1類)関係)

_																						
	床面積の	<u>ጥ ል</u> ፥	- ∔	130	150	200	300	500	750	1,000	1, 500	2,000	3, 000	3, 200	5, 000	7, 500	10,000	15, 000	20, 000	30, 000	50,000	67, 000
	外 曲傾	U) D i	ΠI	m [*]	m	m [*]	m [*]	mt	m	m [*]	m	m [*]	mt	mt	m	m [*]	m [*]	m [*]	m	m [*]	m [*]	m [‡]
			総合	170	180	210	260	340	410	480	590	690	850	870	1,100	1,300	1,500	1,900	2,200	2,700	3,500	4,100
(-	設計		構造	50	55	66	86	120	150	180	240	290	380	400	530	700	840	1,100	1,300	1,700	2,400	2,900
			設備	32	35	43	56	78	100	120	160	190	250	260	350	460	550	720	880	1,100	1,600	1,900
/-	一一古田	# ##	総合	45	49	59	76	100	130	160	210	250	320	330	440	570	690	890	1,000	1,300	1,900	2,200
(<u>-</u>		益理	構造	5	5	7	9	14	20	26	37	48	68	71	100	140	190	270	340	490	760	980
4	-		設備	13	14	17	22	30	38	46	58	69	89	92	120	150	180	230	280	350	480	580

別表第1の2 物流施設(別添二第一号(第2類)関係)

	床面積の合計	t	3, 200 m ²	5, 000 m ²	7, 500 m ²	10, 000 m ²	15, 000 m ²	20, 000 m ²	30, 000 m ²	50, 000 m ²	67, 000 m ²	75, 000 m ²	100, 000 m ²
		総合	1,700	2,400	3,300	4,100	5,600	7,000	9,600	14,100	17,600	19,200	23,800
(-)	設計	構造	500	720	1,000	1,200	1,700	2,200	3,100	4,700	6,000	6,600	8,400
		設備	380	550	780	1,000	1,400	1,700	2,500	3,800	4,900	5,400	6,900
		総合	720	1,000	1,300	1,600	2,200	2,700	3,700	5,400	6,800	7,400	9,100
(二)	工事監理等	構造	81	120	190	260	400	540	830	1,400	1,900	2,100	2,900
		設備	130	200	290	370	540	690	990	1,500	2,000	2,200	2,800

別表第2の1 生産施設(別添二第二号(第1類)関係)

	ウエキのヘ	=1	100	150	200	300	430	500	750	1,000	1, 500	2, 000	3,000	5, 000	7, 500	10,000	15, 000	20, 000	30,000	39,000	50,000	75, 000	100,000
	床面積の合	ĒΤ	m [*]	m	m	m¹	m [*]	m³	m¹	m¹	m¹	m¹	m²	m²	m³	m¹	m [‡]	m [‡]	m	m	m [‡]	m [‡]	m [‡]
		総合	79	110	130	190	260	290	410	520	720	920	1,200	1,900	2,700	3,400	4,800	6,000	8,500	10,500	12,900	18,000	22,800
(-	設計	構造	47	63	78	100	130	150	200	250	340	430	580	850	1,100	1,400	1,900	2,300	3,200	3,900	4,600	6,300	7,800
		設備	28	40	52	74	100	110	160	210	310	400	570	900	1,200	1,600	2,300	3,000	4,400	5,500	6,900	9,900	12,800
		総合	49	66	81	110	140	160	210	260	360	450	600	890	1,200	1,400	2,000	2,400	3,300	4,000	4,900	6,600	8,200
(=	工事監理等	構造	7	10	12	17	22	24	33	41	56	70	96	140	190	230	320	400	550	670	810	1,100	1,300
		設備	10	14	18	25	34	38	52	66	91	110	150	230	320	410	570	720	990	1,200	1,400	2,000	2,600

別表第2の2 生産施設(別添二第二号(第2類)関係)

																	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	床	面積の合計	†	430 m ²	500 m ²	750 m ²	1, 000 m ²	1, 500 m ²	2, 000 m ²	3, 000 m ²	5, 000 m ²	7, 500 m ²	10, 000 m ²	15, 000 m ²	20, 000 m ²	30, 000 m ²	39, 000 m ²
ſ			総合	680	750	1,000	1,200	1,600	2,000	2,600	3,800	5,000	6,200	8,200	10,100	13,400	16,100
	-) 設言	計	構造	210	240	320	400	530	660	890	1,200	1,700	2,100	2,800	3,500	4,700	5,700
			設備	220	250	350	450	630	800	1,100	1,700	2,400	3,000	4,300	5,400	7,600	9,500
			総合	140	160	210	260	360	450	600	890	1,200	1,400	2,000	2,400	3,300	4,000
	コ)エ誓	事監理等	構造	63	69	88	100	130	150	200	270	350	420	530	640	810	950
			設備	96	100	130	160	220	260	340	490	640	770	1,000	1,200	1,600	1,900

別表第3の1 運動施設(別添二第三号(第1類)関係)

床面積の合	i l	340 m²	500 m²	750 m²	1, 000 m ²	1, 500 m ²	2, 000 m ²	3, 000 m ²	3, 500 m ²	5, 000 m ²	7, 500 m ²	10, 000 m ²
	総合	450	640	940	1,200	1,700	2,300	3,400	3,900	5,400	7,900	10,400
(-) 設計	構造	220	290	400	490	670	830	1,100	1,200	1,600	2,200	2,700
	設備	230	310	430	540	750	940	1,300	1,400	1,900	2,700	3,400
	総合	190	270	400	520	750	980	1,400	1,600	2,200	3,200	4,200
二 工事監理等	構造	59	76	100	120	160	190	250	280	350	470	560
	設備	99	130	190	240	340	440	630	710	970	1,300	1,700

別表第3の2 運動施設(別添二第三号(第2類)関係)

床面積の合	計	3, 500 m ²	5, 000 m ²	7, 500 m ²	10, 000 m ²	15, 000 m ²	20, 000 m ²	30, 000 m ²	49, 000 m ²
	総合	6,800	8,800	11,800	14,600	19,600	24,100	32,400	46,300
(-) 設計	構造	1,300	1,800	2,500	3,300	4,800	6,200	9,000	14,000
	設備	2,400	3,000	4,000	4,900	6,600	8,000	10,600	14,900
	総合	1,600	2,200	3,200	4,200	6,100	8,000	11,500	18,100
二 工事監理等	構造	280	350	470	560	740	900	1,100	1,600
	設備	710	970	1,300	1,700	2,400	3,100	4,400	6,700

別表第4の1 業務施設(別添二第四号(第1類)関係)

	床面積の合	≣ ∔	100 m²	150 m²	200 m²	300 m²	300 m²	500 m²	750 m²	1, 000	1, 500	2, 000	3,000	5, 000	7, 500	10,000	15, 000	20, 000	30, 000	48, 000
	不回恨の口	n I	100 111	100 111	200 111	000 111	390 111	300 111	750 111	m [*]	m [*]	m [*]	mื	m [*]	m [*]	m [*]	m [*]	mื	m	m
		総合	110	160	220	320	410	520	780	1,000	1,500	1,900	2,900	4,700	7,000	9,200	13,600	17,900	26,500	41,500
(-) 設計	構造	51	71	90	120	150	190	270	340	480	610	850	1,300	1,800	2,300	3,200	4,100	5,700	8,500
		設備	54	78	100	140	180	230	340	440	640	840	1,200	1,900	2,800	3,600	5,300	6,900	10,000	15,500
		総合	45	64	82	110	140	180	260	330	470	600	860	1,300	1,900	2,400	3,400	4,400	6,300	9,500
(二)工事監理等	構造	12	17	21	30	37	44	61	77	100	130	180	270	380	470	650	820	1,100	1,600
		設備	14	21	27	39	50	63	91	110	170	220	320	520	750	980	1,400	1,800	2,700	4,100

別表第4の2 業務施設(別添二第四号(第2類)関係)

																		· · · ·	A 10.111
	床面積の台	> <u>=</u> †	390 m²	500 m ²	750 m ²	1, 000	1, 500	2, 000	3, 000	5, 000	7, 500	10,000	15, 000	20,000	30, 000	48, 000	50,000	75, 000	100,000
	外回傾の に	161	390 111	300 111	750 111	m [*]	m [‡]	m [*]											
		総合	1,000	1,300	1,700	2,200	3,000	3,700	5,100	7,600	10,400	13,000	17,800	22,200	30,300	43,600	45,000	61,400	76,700
(-	設計	構造	280	330	450	550	740	910	1,200	1,700	2,300	2,800	3,800	4,700	6,300	8,800	9,000	12,100	14,900
		設備	180	230	340	440	640	840	1,200	1,900	2,800	3,600	5,300	6,900	10,000	15,500	16,100	23,300	30,400
/-	一声影珊	総合	340	400	550	680	910	1,100	1,500	2,200	3,000	3,700	5,000	6,100	8,300	11,800	12,100	16,300	20,200
_,	工事監理	構造	77	91	120	140	190	230	300	420	560	680	890	1,000	1,400	1,900	2,000	2,600	3,200
等	•	設備	50	63	91	110	170	220	320	520	750	980	1,400	1,800	2,700	4,100	4,300	6,300	8,200

別表第5の1 商業施設(別添二第五号(第1類)関係)

	±=1± 0 ^	=1	100 2	1502	0002	200 2	F00 2	750 2	1, 000	1, 500	2, 000	3, 000	5, 000	7, 500	10,000	15, 000	20, 000	23, 000
	床面積の合	îāt	100 m ²	150 m²	200 m²	300 m²	500 m ²	750 m ²	m [*]									
		総合	150	210	250	340	490	660	810	1,000	1,300	1,700	2,500	3,400	4,200	5,600	6,900	7,600
(-)	設計	構造	35	49	61	85	120	170	220	300	380	530	800	1,100	1,400	1,900	2,400	2,700
		設備	32	46	61	88	140	200	260	390	510	740	1,100	1,700	2,200	3,300	4,300	4,900
/ - \	一 	総合	37	54	70	100	160	230	300	430	570	820	1,300	1,900	2,400	3,500	4,600	5,200
等	工事監理	構造	9	12	15	20	30	42	52	72	90	120	180	250	320	440	550	620
न		設備	7	11	14	20	32	47	62	89	110	160	270	390	510	740	970	1,100

別表第5の2 商業施設(別添二第五号(第2類)関係)

														\— II /	* F31F37
	床面積の合	≣ ∔	1 500 m²	2 000 m²	3, 000 m²	5 000 m²	7 500 m²	10,000	15, 000	20, 000	23, 000	30, 000	50, 000	75, 000	80, 000
	外面很のロ	ΠI	1, 300 111	2, 000 111	3, 000 111	3, 000 111	7, 300 111	m [‡]	m [*]	m [*]	m [*]	m	m [*]	m [†]	m [*]
	_	総合	2,100	2,600	3,400	4,800	6,400	7,700	10,200	12,300	13,500	16,200	22,800	29,900	31,200
(-)	設計	構造	550	670	880	1,200	1,600	1,900	2,600	3,100	3,400	4,100	5,800	7,600	7,900
		設備	390	510	740	1,100	1,700	2,200	3,300	4,300	4,900	6,200	10,000	14,700	15,600
		総合	430	570	820	1,300	1,900	2,400	3,500	4,600	5,200	6,700	10,700	15,500	16,500
(<u></u>	工事監理等	構造	72	90	120	180	250	320	440	550	620	760	1,100	1,500	1,600
		設備	190	230	300	420	540	650	850	1,000	1,100	1,300	1,800	2,300	2,400

別表第6 共同住宅(別添二第六号関係)

	床面積の領	∆=⊥ ——	100 m²	200 m²	300 m²	500 m²	750 m²	1, 000	1, 500	2, 000	3, 000	5, 000	7, 500	10,000	15, 000	20, 000	30, 000	50,000	75, 000	93, 000
	か 単 慎 切り	⊐ ā l	130 111	200 111	300 111	300 111	750 111	m [*]	m³	m [*]										
		総合	210	220	310	500	730	950	1,300	1,700	2,500	4,100	5,900	7,700	11,200	14,600	21,500	33,600	48,700	59,200
(-)	設計	構造	61	65	95	150	230	300	450	590	870	1,400	2,100	2,700	4,100	5,400	8,000	13,100	19,400	23,900
		設備	60	63	95	150	230	310	460	610	920	1,500	2,200	3,000	4,500	6,000	9,000	14,900	22,300	27,600
/ - \	- 古 欧	総合	56	59	86	130	200	260	380	510	740	1,200	1,700	2,300	3,300	4,400	6,400	10,400	15,200	18,600
(_) TER 4	工事監	構造	16	16	24	40	60	79	110	150	230	380	560	750	1,100	1,400	2,100	3,600	5,300	6,600
理等	Ŧ	設備	16	17	25	41	61	81	120	160	230	390	580	770	1,100	1,500	2,200	3,700	5,600	6,900

別表第7 教育施設(別添二第七号関係)

	床面積の台	計	100 m ²	150 m²	200 m ²	300 m ²	500 m ²	750 m²	1, 000 m [*]	1, 500 m [*]	2, 000 m [*]	3, 000 m [*]	5, 000 m [*]	7, 500 m [*]	10, 000 m [*]	15, 000 m [*]	20, 000 m [°]	30, 000 m ²	35, 000 m [*]
		総合	210	300	390	570	900	1,300	1,600	2,400	3,100	4,500	7,100	10,200	13,200	19,100	24,700	35,500	40,800
(-)	設計	構造	59	84	100	150	230	330	430	610	790	1,100	1,700	2,400	3,200	4,500	5,800	8,300	9,400
		設備	77	110	140	200	320	460	590	850	1,000	1,500	2,400	3,500	4,500	6,500	8,400	12,100	13,900
/- \	十串於田	総合	66	95	120	170	280	400	520	750	970	1,300	2,200	3,100	4,100	5,900	7,600	11,000	12,600
(<u>—</u>)	工事監理	構造	13	19	25	36	57	83	100	150	200	290	470	690	900	1,300	1,700	2,400	2,800
等		設備	23	33	43	61	97	140	180	260	340	490	770	1,100	1,400	2,100	2,700	3,900	4,500

別表第8の1 専門的教育・研究施設(別添二第八号(第1類)関係)

	床面積の合	≣ ∔	1, 400 m²	1 500 m²	2, 000 m ²	3 000 m²	5 000 m²	7 500 m²	10, 000	15, 000	20, 000	30, 000	33, 000	50, 000	62, 000
	水田頂の口	П	1, 400 111	1, 300 111	2, 000 111	3, 000 111	3, 000 111	7, 300 111	m [*]	m [*]	m [*]	m	m [*]	m [‡]	m [*]
	 	総合	2,400	2,600	3,200	4,500	6,700	9,200	11,500	15,800	19,800	27,200	29,300	40,500	47,900
(-)	設計	構造	680	710	850	1,100	1,500	1,900	2,300	3,000	3,600	4,700	5,000	6,500	7,400
		設備	810	850	1,000	1,400	2,100	2,900	3,600	4,900	6,200	8,400	9,000	12,400	14,600
		総合	600	630	790	1,000	1,600	2,200	2,700	3,800	4,800	6,500	7,100	9,800	11,600
(<u>_</u>)	工事監理等	構造	150	160	190	250	360	480	590	780	960	1,200	1,300	1,800	2,100
	_	設備	220	230	280	370	530	700	850	1,100	1,300	1,700	1,900	2,500	2,900

別表第8の2 専門的教育・研究施設(別添二第八号(第2類)関係)

															* 4 11-11/
	床面積の合	·=+	910 m²	1, 000 m²	1, 400 m²	1 500 m²	2 000 m²	3 000 m²	5 000 m²	7, 500 m²	10,000	15, 000	20, 000	30, 000	33, 000
	水田頂の ロ	ĀΙ	310111	1, 000 111	1, 400 111	1, 300 111	2, 000 111	3, 000 111	3, 000 111	7, 300 111	m [*]				
		総合	2,700	2,800	3,600	3,700	4,500	6,000	8,400	11,100	13,500	17,700	21,500	28,200	30,100
(-	-) 設計	構造	580	620	780	820	1,000	1,300	1,800	2,400	3,000	3,900	4,800	6,300	6,800
		設備	1,000	1,000	1,300	1,400	1,700	2,200	3,200	4,200	5,100	6,700	8,100	10,700	11,400
		総合	650	690	870	910	1,100	1,400	2,000	2,700	3,300	4,400	5,300	7,000	7,500
(=	工事監理等	構造	110	120	150	160	200	270	400	540	670	910	1,100	1,500	1,600
	F	設備	240	260	330	340	420	550	780	1,000	1,200	1,600	1,900	2,600	2,700

別表第9の1 宿泊施設(別添二第九号(第1類)関係)

床面積の合詞	; †	790 m²	1, 000 m ²	1, 500 m ²	2, 000 m ²	3, 000 m ²	4, 400 m ²	5, 000 m ²	7, 500 m ²	9, 500 m [*]
	総合	1,100	1,300	1,900	2,500	3,600	5,200	5,800	8,300	10,300
(-) 設計	構造	270	330	460	590	830	1,100	1,200	1,700	2,100
	設備	390	490	730	970	1,400	2,000	2,300	3,500	4,400
	総合	320	410	600	780	1,100	1,600	1,800	2,700	3,400
二 工事監理等	構造	68	84	110	150	220	300	340	490	600
	設備	100	120	180	240	360	530	600	890	1,100

別表第9の2 宿泊施設(別添二第九号(第2類)関係)

床面積の合詞	it	4, 400 m ²	5, 000 m ²	7, 500 m ²	9, 500 m ²	10, 000 m ²	15, 000 m ²	20, 000 m ²	30, 000 m ²	46, 000 m ²
	総合	8,000	9,100	14,000	18,000	19,000	29,200	39,600	60,700	95,200
(-) 設計	構造	1,100	1,200	1,700	2,100	2,200	3,200	4,000	5,700	8,200
	設備	2,000	2,300	3,500	4,400	4,600	6,800	9,100	13,500	20,400
	総合	2,100	2,500	4,000	5,200	5,600	8,900	12,400	19,800	32,400
二 工事監理等	構造	410	450	600	710	740	980	1,200	1,500	2,100
	設備	530	600	890	1,100	1,100	1,700	2,300	3,400	5,100

別表第10の1 医療施設(別添二第十号(第1類)関係)

床面積の合	·計	260 m²	300 m²	500 m ²	750 m²	1, 000 m ²	1, 500 m ²	2, 000 m ²	3, 000 m ²	4, 200 m ²	5, 000 m ²	7, 500 m ²	10, 000 m ²	13, 000 m ²
	総合	620	690	1,000	1,400	1,700	2,400	3,000	4,100	5,300	6,100	8,300	10,400	12,700
(-) 設計	構造	140	150	220	300	370	500	610	820	1,000	1,100	1,500	1,900	2,300
	設備	180	200	310	440	560	780	990	1,300	1,800	2,100	2,900	3,700	4,600
	総合	140	160	250	350	440	630	800	1,100	1,500	1,700	2,400	3,100	3,900
(二) 工事監理等	構造	20	22	35	51	66	96	120	170	240	280	410	530	670
	設備	36	41	65	94	120	170	230	330	450	530	760	990	1,200

別表第10の2 医療施設(別添二第十号(第2類)関係)

	床面積の合詞	i l	4, 200 m ²	5, 000 m ²	7, 500 m ²	10, 000 m ²	13, 000 m ²	15, 000 m ²	20, 000 m ²	30, 000 m ²	50, 000 m ²	75, 000 m ²	100, 000 m ²
		総合	5,900	6,800	9,200	11,500	14,000	15,600	19,400	26,400	38,900	52,900	65,800
(-	設計	構造	1,500	1,600	2,100	2,500	2,900	3,100	3,700	4,700	6,300	8,000	9,500
		設備	1,800	2,100	2,900	3,700	4,600	5,200	6,600	9,300	14,200	19,900	25,200
		総合	1,500	1,700	2,400	3,100	3,900	4,400	5,600	7,900	12,200	17,100	21,900
(=	工事監理等	構造	340	380	500	600	710	780	940	1,200	1,600	2,100	2,600
		設備	450	530	760	990	1,200	1,400	1,800	2,700	4,300	6,200	8,100

別表第11 福祉・厚生施設(別添二第十一号関係)

	床面積の合	·計	140 m ²	150 m ²	200 m²	300 m²	500 m ²	750 m ²	1, 000	1, 500	2, 000	3, 000	5, 000	7, 500	10, 000	15, 000	17, 000
									m	m	m	m	m	'n	m	m	m
		総合	190	200	270	390	640	950	1,200	1,800	2,400	3,600	5,900	8,700	11,400	16,900	19,100
(-)	設計	構造	49	52	69	100	160	250	330	490	660	980	1,600	2,400	3,200	4,700	5,300
		設備	55	59	80	120	200	310	420	640	860	1,300	2,200	3,400	4,500	6,900	7,900
		総合	110	110	140	190	290	400	510	700	880	1,200	1,800	2,400	3,100	4,200	4,700
(<u>_</u>)	工事監理等	構造	14	15	20	28	45	64	82	110	150	210	340	490	640	910	1,000
		設備	18	19	25	37	62	94	120	180	240	370	620	930	1,200	1,800	2,100

別表第12の1 文化・交流・公益施設(別添二第十二号(第1類)関係)

床面積の合	計	100 m²	150 m²	200 m²	300 m²	410 m ²	500 m ²	750 m²	1, 000 m ²	1, 500 m ²	2, 000 m ²	3, 000 m ²	5, 000 m ²	6, 400 m ²
	総合	320	460	590	830	1,000	1,300	1,800	2,300	3,300	4,300	6,100	9,500	11,700
(-) 設計	構造	110	150	190	260	340	390	540	680	930	1,100	1,600	2,300	2,900
	設備	90	130	170	240	330	390	570	750	1,000	1,400	2,000	3,300	4,100
	総合	160	220	260	350	440	500	660	810	1,000	1,300	1,700	2,400	2,900
二 工事監理等	構造	35	46	56	74	91	100	130	160	220	260	350	500	590
	設備	33	47	61	88	110	130	190	250	360	460	660	1,000	1,300

別表第12の2 文化・交流・公益施設(別添二第十二号(第2類)関係)

	床面積の合	計	410 m²	500 m²	750 m²	1. 000 m²	1 500 m²	2 000 m²	3 000 m²	5 000 m²	6, 400 m²	7 500 m²	10, 000	15, 000	20, 000	27, 000
	が田頂び口	П	110111	000 111	700 111	1, 000 111	1, 000 111	2, 000 111	0, 000 111	0, 000 111	0, 400 111	7, 000 111	m [*]	m¹	m [*]	m [*]
		総合	1,300	1,600	2,300	3,000	4,300	5,600	8,100	12,800	15,900	18,400	23,700	34,100	44,000	57,500
(-)	設計	構造	430	500	680	850	1,100	1,400	1,900	2,900	3,500	4,000	5,000	6,800	8,500	10,800
		設備	570	680	940	1,100	1,600	2,000	2,800	4,300	5,200	5,900	7,500	10,400	13,100	16,700
		総合	580	670	890	1,100	1,400	1,800	2,400	3,500	4,100	4,600	5,700	7,700	9,400	11,700
(<u></u>	工事監理等	構造	100	120	160	190	260	320	420	610	730	810	1,000	1,300	1,600	2,000
		設備	160	190	260	330	450	570	780	1,100	1,400	1,600	2,000	2,700	3,400	4,300

別表第 13 戸建住宅 (詳細設計及び構造計算を必要とするもの) (別添二第十三号関係) (単位 人・時間)

床面積の合計		100 m ²	150 m [†]	200 m ²	300 m ²
	総合	710	760	800	860
(-) 設計	構造	140	180	220	290
	設備	110	130	140	150
	総合	180	240	290	390
二 工事監理等	構造	30	48	66	100
	設備	38	49	59	77

別表第14 戸建住宅(詳細設計を必要とするもの)(別添二第十四号関係)

床面積の合計		100 m ²	150 m ²	200 m ²	300 m ²	
(-) 設計		総合	350	490	610	850
	設計	構造	81	97	110	130
		設備	110	130	140	150
(=)	工事監理等	総合	180	240	290	390
		構造	30	48	66	100
		設備	38	49	59	77

別表第 15 その他の戸建住宅 (別添二第十五号関係)

				() — () () ()	
	床面積の合計	100 m ²	150 m ²	200 m ²	300 m ²
(-)	設計	270	360	430	570
(二)	工事監理等	120	170	210	290

別添四

設計受託契約に基づく別添一第1項に掲げる設計に関する標準業務に付随して実施される業務並びに工事 監理受託契約に基づく別添一第2項に掲げる工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に付随して実 施される業務は、次に掲げる業務その他の業務とする。

- 1. 建築物の設計のための企画及び立案並びに事業計画に係る調査及び検討並びに報告書の作成等の業務
- 2. 建築基準関係規定その他の法令又は条例に基づく許認可等に関する業務
- 3. 建築物の立地、規模又は事業の特性により必要となる許認可等に関する業務
- 4. 評価、調整、調査、分析、検討、技術開発又は協議等に関する業務で次に掲げるもの
 - 一 建築物の防災又は減災に関する業務
 - 二 環境の保全に関する業務
 - 三 建築物による電波の伝搬障害の防止に関する業務(標準業務に該当しないものに限る。)
 - 四 建築物の維持管理又は運営等に係る収益又は費用の算定等に関する業務
 - 五 建築物の地震に対する安全性等の評価等に関する業務
 - 六 法令等に基づく認定若しくは評価等又は補助制度の活用に関する業務
 - 七 特別な成果物の作成に関する業務
 - 八 建築主以外の第三者に対する説明に関する業務
 - 九 建築物の維持管理又は運営等の支援に関する業務
 - 十 施工費用の検討及び算定等に関する業務
 - 十一 施工又は発注の支援に関する業務
 - 十二 設計の変更に伴い発生する業務
 - 十三 その他建築物の計画に付随する業務